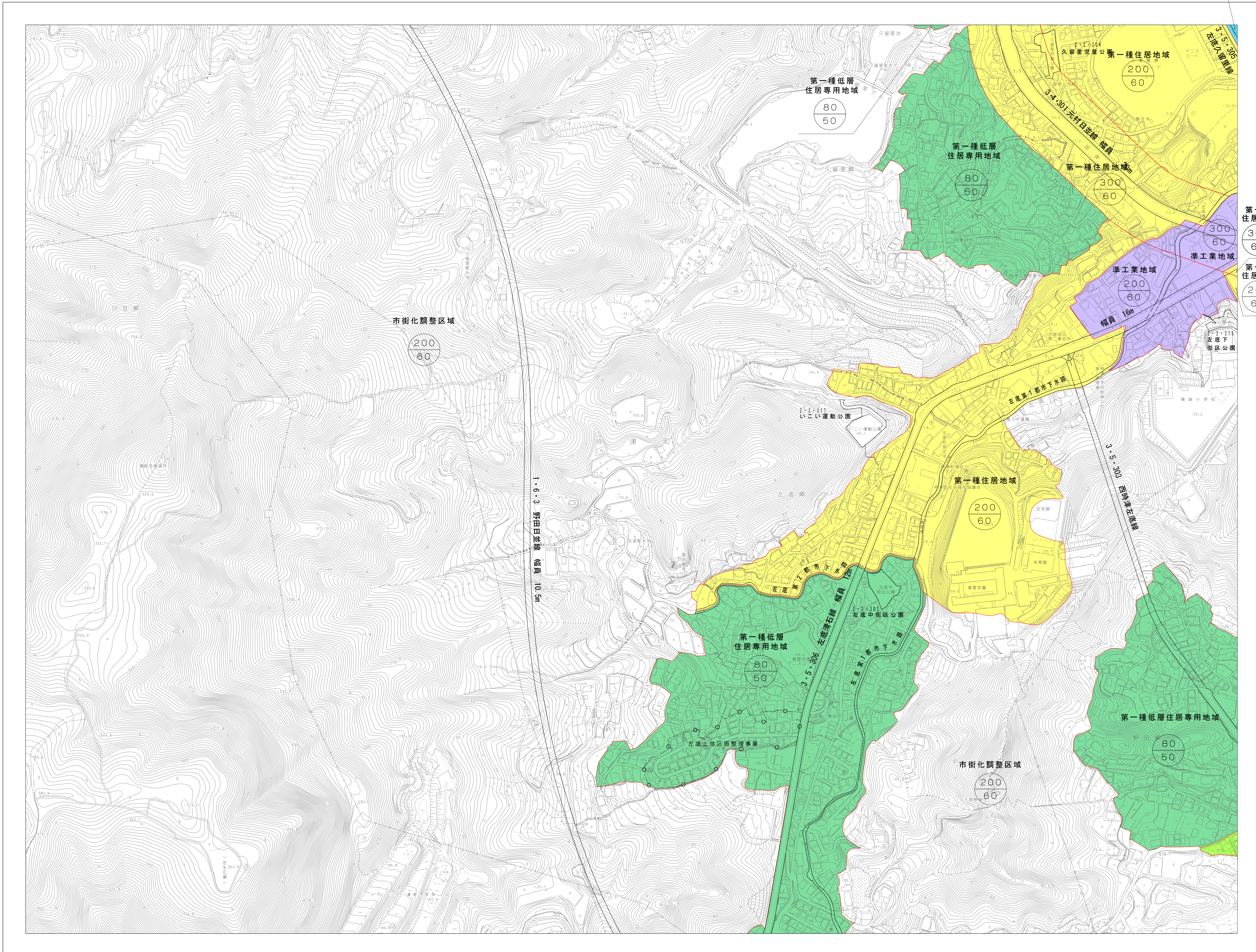


# 時津町基本図

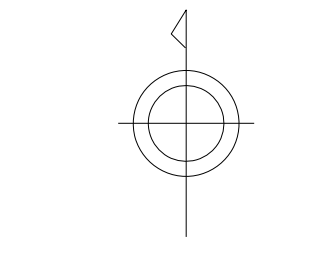
工業専用地域

200  
60



00053	00054	00055
00057	00057	00058
00057	00054	00055

行政区画  
 市界線  
 町界線  
 大字界線



記号

△	37.2	三角点
□	25.62	水準点
○	42.3	新設水準点
▽	35.6	旧水準点
●	25.73	旧水準点
△	25.62	新設水準点
▽	12.3	旧水準点
○	15.8	新設水準点

○	市界線
○	町界線
○	大字界線
○	市街化調整区域
○	第一種住居地域
○	第一種低層住居専用地域
○	準工業地域
○	工業専用地域
○	市街化調整区域
○	第一種住居地域
○	第一種低層住居専用地域
○	準工業地域
○	工業専用地域

○	市街化調整区域
○	第一種住居地域
○	第一種低層住居専用地域
○	準工業地域
○	工業専用地域

○	市街化調整区域
○	第一種住居地域
○	第一種低層住居専用地域
○	準工業地域
○	工業専用地域

○	市街化調整区域
○	第一種住居地域
○	第一種低層住居専用地域
○	準工業地域
○	工業専用地域

本図は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第1図表  
 投影は横メルカトル図法  
 図面に示してある座標値はメートル単位  
 方位は0°を北と見做す  
 等高線の間隔は2メートル  
 高さの基準は東京湾の平均海面  
 「平面直角座標値は、世界測地系に对应」

○	撮影	平成20年	3月	
○	撮影	平成20年	8月	図化6人
○	撮影	平成20年	7月	
○	撮影	平成26年	1月	
○	撮影	平成27年	3月	図化6人
○	撮影	平成28年	10月	
○	撮影	令和4年	12月	
○	撮影	令和5年	2月	図化6人
○	現調	令和4年	12月	

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び監督を受ける測量業者の測量機材及び測量成果を使用して得たものである。〔測量業法〕第20条第2項」  
 「この測量成果は、国土地理院長の監督を受けて得たものである。〔測量業法〕第20条第1項第5号」  
 「この測量成果は、国土地理院長の監督を受けて得たものである。〔測量業法〕第20条第1項第1号」

計画機関 時津町  
 作業機関 アジア航測株式会社